

都市再生区画整理事業

防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再整備等による都市機能更新を推進するための土地区画整理事業に対して、社会資本整備総合交付金により支援。

・交付対象：地方公共団体 ・国費率 1/3 または 1/2

事業の概要

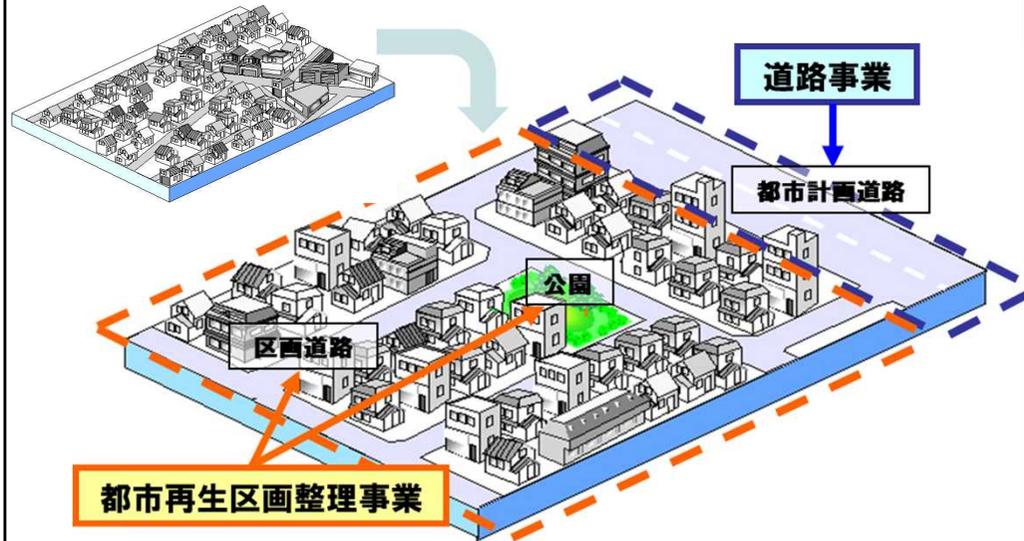
都市再生区画整理事業

- (調査) 都市再生事業計画案作成事業 (国費率：1/3または1/2)
- (事業) 都市再生土地区画整理事業 (国費率：1/3または1/2)
(都市基盤整備タイプ・大街区化タイプ・空間再編賑わい創出タイプ)
- 被災市街地復興土地区画整理事業 (国費率1/2)
- 緊急防災空地整備事業 (国費率1/2)

○交付対象費用 (都市再生区画整理事業、被災市街地復興土地区画整理事業)

調査設計費、宅地整地費、移転移設費、公共施設工事費、公開空地整備費、供給処理施設整備費、電線類地下埋設施設整備費、減価補償費、立体換地建築物工事費、仮設建築物整備費、防災関連施設整備費、浸水対策施設整備費、機械器具費、エリアマネジメント活動拠点施設整備費 等

都市再生区画整理事業と道路事業の併用地区のイメージ



都市再生土地区画整理事業 (都市基盤整備タイプ)

○施行地区要件 (以下の全てを満たす地区)

- ・施行面積 × 指定容積率 / 100 × ≥ 2.0 ha
- ・直前の国勢調査に基づくDIDに係る地区 (重点地区はDID内)
- ・市町村マスタープランなどの法に基づく計画等に位置づけ
- ・施行前の公共用地率15%未満 (幹線道路等を除く)

【重点地区 (国費率：1/2)】 (上記の要件に加えて以下のいずれかを満たす地区)

- ・安全市街地形成重点地区 (密集市街地の解消に資する事業等)
- ・拠点的市街地形成重点地区 (都市再生緊急整備地域等で行われる事業)
- ・歴史的風致維持向上重点地区 (歴史まちづくり法の計画に基づく事業)
- ・都市機能誘導重点地区 (立地適正化計画に基づく事業)

被災市街地復興土地区画整理事業

○施行地区要件 (以下の全てを満たす地区)

- ①被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域
- ②被災地の面積が概ね20ha以上
- ③被災戸数が概ね1,000戸以上

緊急防災空地整備事業

○施行地区要件 (土地区画整理事業が予定される地区で次の要件のいずれかを満たす地区)

- ①都市計画決定済みで減価補償地区となると見込まれる地区かつ三大都市圏の既成市街地等のDID内の地区
- ②防災指針に基づき浸水対策として事業を実施する地区
- ③高規格堤防の整備を一体的に事業を実施する予定の地区
- ④東日本大震災の被災地に係る推進地域又は計画区域に存する地区
- ⑤被災市街地復興推進地域に存する地区

○交付対象となる費用

緊急防災空地用地の取得 (先行買収) に要する費用

○交付限度額

- ①については、予定される減価補償費の80%
- ②～⑤については、公共用地の増分の用地費の80%